

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

平成29年11月7日 環境省中部地方環境事務所主催の中部ブロック災害廃棄物対策セミナーが名古屋国際センターで開催され、中部各県・市、協会等関係者が多数出席しました。

環境省中部環境事務所廃棄物・リサイクル課 水原健介課長から、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画についての目的・位置づけ、計画の特徴等の講演がありました。

平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県常総市の災害廃棄物処理について、当時の常総市役所生活環境課 渡邊高之課長補佐から、災害状況の説明の後、発災直後は何を優先して行えばいいのか、通常時想定できない業務は何か、平時の「備え」の重要性、市組織内外の連携等について詳細な説明がありました。

国立環境研究所 遠藤和人主任研究員からは、「仮置場の管理・運営に係る留意事項」と題して、発生量の想定、平常時の体制、一次仮置場の選定・管理等について分かり易い説明がありました。



平成29年度 第2回医療廃棄物専門部会を開催

協会は、三重県及び三重県養鶏協会と平成26年3月31日に「高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ発生農場における廃棄物等の収集・運搬に関する応援協定」を締結しました。また、協会と三重県と「家畜伝染病発生時の防疫対応で生じる汚染物品の焼却処分に関する業務の協定」を平成29年3月22日に締結しました。

このことを受け、平成29年11月9日（木）に協会医療廃棄物専門部会を開催し、三重県農林水産部畜産課から説明いただき、協会から入江司専門部会長等6名が出席し協議しました。

(1) 県畜産課から高病原性鳥インフルエンザ防疫対応説明

- ・鳥根県で野鳥での本病ウイルスが確認されており、今冬シーズンも昨年に続き家きん農場での本病発生が心配される。
- ・家きん農場で、H5、H7亜型本病ウイルスが確認された場合に防疫措置（殺処分等）を実施する。協会には、発生農場の鶏、卵、糞等の焼却をお願いしたい。
- ・汚染区域を出るとき、1km地点、3km地点、10km地点、処分場入り口で車両消毒。
- ・防疫措置の完了：殺処分判定後24時間以内、処分鶏焼却は判定後72時間が目安。

(2) 埋却処分する場合と焼却処分する場合とあるが、焼却処分する場合の協力要請

- ・協定に基づく協力要請を、三重県知事から三重県産廃協会長に行う。
- ・協力要請の内容は、資機材の調達、発生農場における積み込み、焼却施設までの輸送、焼却場所での荷下ろし、移動、焼却処分、保管、車両の消毒、燃えがらの処分。

29年度 安全衛生活動の現状調査結果

平成29年12月22日現在 調査対象 355社

協会名 一般社団法人三重県産業廃棄物協会

No.	入力項目	集計結果
①	アンケート回答数	174
②	協会の安全衛生事業を認知している会員数	106
③	協会が実施する安全衛生研修会の会員数 (参加予定を含む)	31
④	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	56
⑤	安全衛生パトロールを実施している会員数 (実施予定を含む)	120
⑥	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数 (実施予定を含む)	90
⑦	リスクアセスメントを実施している会員 (実施予定を含む)	58
⑧	安全衛生規程を作成している会員数 (作成予定を含む)	39
⑨	安全衛生管理体制を構築している会員数 (構築予定を含む)	136
参考	1日未満の災害数	6
	1～3日の休業災害数	2
	4日以上の休業災害数	8
	死亡者数	0

安全衛生体制を整備しよう

産業廃棄物処理業の労働災害による死者数は、平成28年全国で1年間に1320人が被災者となり、全産業の約5倍労働災害が発生しています。

まずは、安全衛生管理体制の整備から

労働災害を防止、安全衛生活動に取り組むためには、事業者と従業員全員が協力して安全衛生を進めることのできる環境を整えなければなりません。

労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、安全管理者、産業医等の選任、組織の設定が義務付けられています。

労働者数	管理組織
1～9	事業者 →安全衛生スタッフ
10～49	事業者（選任・指揮） →安全衛生推進者
50～99	事業者（選任・指揮） →産業医、安全管理者、衛生管理者
100～	100名未満の場合より充実した安全衛生管理体制が必要

また、事業者にはさらに3つの実施事項が定められています。安全衛生方針の表明、安全衛生計画の作成、安全衛生教育。

「第61回 生活と環境全国大会」四日市で開催

（一財）日本環境衛生センター主催の全国大会が平成29年10月18日（水）～20日（金）、四日市市内で開催され、20日の「第12回廃棄物処理施設維持管理技術事例研究発表会」では、県、自治体、民間等廃棄物関係者が多数参加しました。発表会では、当協会木村亮一会長が開催地として挨拶を行い、三重県廃棄物・リサイクル課長井村欣弘氏から「三重県の廃棄物・リサイクルに関する取組 多様な主体との協創」と題して基調講演がありました。当協会会員の三重中央開発（株）の前山泰彦氏の特別講演、同社の中内博昭氏、（一財）三重県環境保全事業団の大上竜也氏等10数人から最終処分場等維持管理や課題等の事例研究等発表がありました。



産業廃棄物処理法違反の事例

平成28年4月～29年11月までの間に、当協会が把握している廃棄物処理法違反で三重県から行政処分された処理業者は、取り消しが5件、事業停止が13件でした。その内容を説明します。

産業廃棄物処理業が取消された事案

- ① 産業廃棄物処理業者が産業廃棄物をドラム缶等で野外焼却した。⇒焼却禁止違反
- ② 産業廃棄物収集運搬業者が排出事業者から請け負った産業廃棄物を無許可で保管した。⇒無許可変更
- ③ 排出事業者から産業廃棄物の収集運搬・処分を請け負ったが、排出事業者の承諾を得ずに再委託を行った。⇒再委託禁止違反
- ④ 産業廃棄物を一般廃棄物と偽って自治体の焼却施設に搬入した。⇒産業廃棄物管理票の虚偽記載。

産業廃棄物処理業が一定期間事業停止された事案

- ① 産業廃棄物収集運搬業者が処分業の許可を有しないにもかかわらず処分を委託した。⇒委託基準違反
- ② 産業廃棄物処分業者が処分業の許可を有しない下請業者に自社の施設を貸与し、無許可で業を行うことを助けた。⇒無許可営業のほう助違反
- ③ 産業廃棄物処分業者が受け入れた産業廃棄物を処分業の許可を有しない事業者処理施設を使用させ処分を行なわせた。⇒再委託基準違反
- ④ 産業廃棄物収集運搬業者が、処分業の許可を有する事業者から処理施設を借り受け無許可で産業廃棄物の処分を行った。⇒無許可営業違反
- ⑤ 産業廃棄物処分業者が受け入れた産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に処分が終了したこと（又は、未来の日付を記載）虚偽を記載し、排出事業者に送付⇒虚偽管理票写しの送付
- ⑥ 排出事業者からマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の受入れを行った。⇒管理票不交付による引受
- ⑦ 産業廃棄物処分業許可の許可に付した許可条件に違反して処分を行った。⇒許可条件違反
管理票不交付による引受けが最も多く、次いで虚偽管理票写しの送付となっています。



マニフェスト制度は、事業者が自ら排出した廃棄物の処分状況を把握し、適正処理を確認するための重要な制度です。

排出事業者がマニフェストを持参していなかった場合であっても、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物を受け入れて、収集運搬や処分を行うことは、管理票不交付による引受に該当します。また、後日マニフェストを送付するのが面倒なのか、安易に処分終了年月日に廃棄物の受入日と同じ日を記載したり、「この日までは処分が終わるであろう。」と未来の日付を記載するなどし、廃棄物の処分が終了する前にC2票やD票を産業廃棄物収集運搬業者や排出事業者等に返却することは、虚偽記載や虚偽管理票写しの送付に該当します。「ちゃんと処理するんで今回はマニフェストなくてもいいよ！」や「不適正な処理をしている訳でもないで、日付くらい一日や二日違ってかまわない。」が重大な違反となり、事業停止等の行政処分を受けることになるので、十分に気をつけてください。

今般の法改正においてもマニフェスト虚偽記載の罰則が強化されましたので、ご注意ください。当協会では、今後、違反事例を含めた研修会等を開催して「違反ゼロ」を目指します。